

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	農村振興局整備部土地改良企画課
部署の業務内容	国営土地改良事業の法手続、国営及び都道府県土地改良事業の事後評価、土地改良区等の指導監督、土地改良事業に係る融資等の土地改良制度に関する業務、交換分合の指導及び助成並びに食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定の経理等に関する業務

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	直接の顧客である農業者やサービス提供のパートナーである土地改良区関係者をはじめとする国民各層から寄せられる意見・要望について、丁寧にその内容を聞き取り対応することとしている。また、土地改良区との意見交換会や実地調査を通じて、国民との意見交換、その結果の施策への反映に努めている。 国民各層から、要望や苦情が実際に直接寄せられており、また、現地での打ち合わせ等において実際に様々な意見が出され活発な意見交換が行われていることから、これらの取組は有効に機能していると考えている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	かつて、苦情の中に事業執行が適切でないことによるものがあり、そのような場合、当該事業の適切な処理を図ることに加えて、再発防止を図るための措置を講じることが必要と認識。 国民から直接寄せられる苦情、要請について、面談時の対応や聞き取り内容の記録、局内各課や地方農政局等の関係部局との情報共有のあり方等の手続をルール化し、これを関係部局にも年度内に周知することとしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	国民との直接の窓口となる地方自治体を通じて土地改良制度に関する情報を丁寧に発信する観点から、地方自治体や地方農政局の関係者に対し、制度運用に関する説明会を定期的を開催するとともに、土地改良区関係者の会合で同様の情報発信を行うなどしている。 サービス提供のパートナーである土地改良区との間で、制度運用の実態・問題点等について意見交換に努めており、これにより国民との意見交換を図っている。 個別の事業実施について、事前・期中・事後のタイミングで事業評価を行い、それを一般に公表することがルール化されている。 公共事業における政策効果の透明性確保に対する社会的要請等を踏まえ、土地改良事業に係る費用対効果分析手法について、外部の第三者の参加を得た審議会の議論を経て、改善を行っている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	-	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	

	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	制度運用の全般にわたり、土地改良区やその連合会と関係している。また、財団法人全国土地改良資金協会を所管している。施策の直接の顧客(受益者)が農業者に限定される土地改良制度において、地域住民の意見を反映させる仕組みを導入するなど、農業者以外の消費者、一般国民の利益の考慮などに努めている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	
項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	土地改良事業は、安全な環境で農業生産が行えるようにするものであることから、土地改良事業の実施に当たって環境との調和が図られるようにしている。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	農業生産性の向上だけでなく、環境との調和に配慮した土地改良事業の実施を義務づけている。 事業の計画段階において、環境との調和への配慮を義務づけている。 土地改良事業計画の適否を決定するに際し、当該計画が環境との調和に配慮したものであることを厳格に審査することとしている。 安全な環境で農業生産が行えるような農業生産基盤を確保することにより、安全・安心な農産物の生産を図ることを通じて、フードチェーンの川下への影響を防いでいるところである。 今後の農業生産基盤の整備においても環境との調和を図っていくことにより、生産現場における環境面の改善に努め、国民の食の安全を確保していきたい。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	土地改良事業の実施に当たっての環境との調和への配慮は、当課の施策全般において常に意識すべきものと認識している。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	個別の土地改良事業の実施に関する土地改良法令の解釈、手続き及び関係団体への意見照会に関する質問、苦情及び要請など		面談時の対応や聞き取り内容の記録、局内各課や地方農政局等の関係部局との情報共有のあり方等の手続をルール化し、これを関係部局にも年度内に周知することとしている。